

個人情報保護制度の見直しにかかる  
対応について（案）

パブリックコメント

令和4年12月19日(月)～令和5年1月18日(水)



## 猪名川町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要

令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から実施されることとなりました。

この法律改正により、これまで各地方公共団体が定める条例で運用されていた個人情報保護制度が改正後の個人情報保護法（以下、「改正法」という。）に基づく全国的な統一ルールで運用されることとなります。

これに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度については国の規定に応じた運用が求められることから、本町においても個人情報保護にかかる規定及び関連規定について、法律に則り、現行条例の廃止、新規法施行条例の制定、関連条例の改正を予定しております。

### 1 改正法と条例との関係

改正法の施行後は、全国統一ルールの下、本町の個人情報保護制度も国のガイドライン等に沿って運用していくこととなりますが、一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができることとされました。

（1）条例に規定されることが想定されるもの

- ①本人開示等請求における手数料
- ②行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

(2) 条例に規定が置かれることが許容されるもの

- ①「条例要配慮個人情報」の内容
- ②開示等請求における不開示情報の範囲・開示請求等の手続
- ③個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問

## 2 猪名川町の条例で定める事項について

令和5年4月1日から、本町においても個人情報保護法で定められた統一ルールに基づき、個人情報保護制度を運用するため、「猪名川町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」を新たに制定します。

(1) 条例で定めることが想定されるもの

- ①本人開示等請求における手数料（改正法第89条第2項）

本町では、現行条例で、開示請求の手数料の額については無料とし、写しの交付、郵送等に要する費用については実費相当額を開示請求者が負担していますが、改正法の適用後も、同じ体系を維持します。

	手数料	写しの交付、郵送等に要する費用
現行条例	無料	実費相当額を開示請求者が負担
新条例	無料	実費相当額を開示請求者が負担

- ②行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（改正法第119条第3項）

都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、行政機関

等匿名加工情報の提案募集の実施は任意とされていることため、各自治体の動向等を踏まえ、制度の導入について引き続き検討していきます。

(2) 条例に規定されることが想定されるもの

① 条例要配慮個人情報（改正法第60条第5項）

現行条例と改正法における要配慮個人情報に該当する項目が同じであることから、町独自で項目を追加する予定はありません。

② 町が保有する個人情報の開示請求から開示決定等までの期間（改正法第83条及び第108条）

改正法では、個人情報の開示請求があった日から開示決定等までの期間を30日以内としています。この期間では、現行条例の「開示請求があった日から起算して15日以内」に比べて長いため、開示請求者の利便性が現在より低下する懸念があります。

地方公共団体においては、条例で定めるところにより、その期間を短縮することもできるとされているため、本町は開示決定等までの期間を現行条例と同様の期間となるようにします。

③ 猪名川町情報公開・個人情報保護審査（議）会への諮問（改正法第129条）

改正法は、地方公共団体の機関が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる旨を定めています。

本町においても、このような専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要な場合が十分に考えられるため、当該合議制の機関に諮問することができるように条例を整備することとします。

なお現状は、猪名川町情報公開審査会と個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会を別組織として設置しておりますが、個人情報保護制度と公文書公開制度は「両輪」であり、両制度に係る諮問事項は同一の附属機関において担任することが望ましいことも勘案し、これらを統合して新たに、猪名川町情報公開・個人情報保護審査会とします。

### (3) その他の条例で定める事項

#### ①改正法の施行の状況の公表

現行条例においては、町長に対し、毎年1回、現行条例の運用状況の取りまとめ及び当該運用状況の概要の公表をするよう義務付けています。新条例においても、町長が、改正法の施行の状況について取りまとめて、その概要を公表するものとします。

#### ②「町の機関」の定義

「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、及び消防長をいうものとします。

## 3 その他

個人情報ファイル簿の作成及び公表（改正法第75条第1項）

改正法では、個人情報ファイル簿（本人の数が 1,000 人未満の個人情報ファイルは除外）の作成と公表が義務付けられています。本町においても法規  
定のとおり、個人情報ファイル簿を作成し公表することとします。